

一般事業主行動計画

1. 目的

職員が仕事と子育て、仕事と家庭生活を両立させることができる働きやすい雇用環境の整備を行い、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

2. 計画期間

令和3年4月1日~令和8年3月31日

3. 内容

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備。

(対策)

- ・育児休業期間中における待遇および育児休業後の労働条件等に関する事項を、職員へ周知する。
- ・育児休業後における原職復帰のための現場の理解、業務内容や受容れ体制の見直し。
- ・育児短時間勤務制度の理解と取得の促進。

目標2 出産や子育て、介護等による退職者に対する再雇用制度の実施

(対策)

- ・退職時に再就職の希望の有無を確認し、将来職場復帰への不安を払拭する。
- ・退職時に住所・電話番号等の連絡先の届出を徹底し、社内報配布、復帰意思の確認等プッシュ型の情報提供を行う。
- ・再雇用する際は、職場や時間帯等の就業に関する希望を聴取し、就職しやすい環境を整える。

目標3 次世代を担う子供たちと入所者とのふれあいを広め、施設に対する理解を高める。

(対策)

- ・地域の保育施設の子どもや、近隣の小中学校生徒の施設見学の場として、受け入れ体制の充実を図る。
- ・職員の子供が、自分のお父さん、お母さんの働いている姿を実際に見ることができる「子ども参観日」の実施を検討する。